

認定申告理由書

扶 養 者			
組合員氏名	共済 花子	所 属 名	共済学校
組合員コード	□□□□□□	所属コード	□□□□□□
認定対象者			
フリガナ氏名	キョウサイイチロウ 共済 一郎	性 別	男
生年月日	昭・平・令 □年 □月 □日	組合員からみた続柄 ※実父母と義父母は区別してください。	実父

～注意事項～ 必ず読んでください

- ・この申立書は扶養手当の支給対象者です。
 - ・この申立書は全部で10ページあります。
 - ・以下1～9について、○つけや記入をしてください。
 - ・本書に基づき提出する書類には必ず図表を添付してください。
 - ・本書とともに提出できず後日送付する書類がある場合は、必要の添付書類を用意できない場合は、後日送付してください。
 - ・必要書類で重複するものは1部のみ提出してください。（例：認定対象者の住民票謄本と認定対象者の戸籍謄本の提出でよい。）
 - ・本書に記載の添付書類は一般的なものであり、個別事情により追加の書類提出を依頼する場合があります。
 - ・記載内容や添付書類の内容について確認の電話をする場合があります。
- ・ 60歳以上
 - ・ 130万円以上180万円未満の収入
 - ・ 組合員と別居し、実母と同居している

実父を扶養する場合

これはあくまで記載例です。個人の状況によって記載内容や必要書類は異なるので注意してください。

1 認定申告理由と事実発生日の確認	
申告理由(★下から選択して記入)	事実発生日
退職	令和 □年 4月 1日
申告理由	申告理由別の事実発生日
扶養者(私)が組合員となった (扶養者が組合員資格を取得するときに、すでに認定対象者が被扶養者の認定要件を満たしていた)	扶養者が組合員となった日
結婚(事実婚を含む)	入籍(届出の日)、届出のない場合は結婚の日
出生	出生日
離職(退職)	離職(退職)日の翌日
雇用保険失業給付の受給終了	雇用保険受給終了日の翌日
年金等の減少	年金の裁定(改定)通知書を受領した日
給与等の減少	給与等の減少が見込まれた日
事業/農業/不動産収入の減少	収入の減少が見込まれた日
扶養者の変更(扶養替え)	扶養することとなった日
同居を認定要件とする者が、別居から同居になった	転入した日
その他 ※具体的に記入	扶養の事実が発生した日

認定対象者の現在の状況・組合員が認定対象者を扶養しなければならない理由 ※具体的に詳しく記入

父は退職により収入が激減し、父と同居する母も収入がそれほど多くない。私以外送金等をできる者がなく私が父を扶養する必要がある。

2 認定対象者の続柄ごとの同居要件の確認

認定対象者の状況(★1つ選択して○)	状況ごとの必要書類	添付確認
・認定対象者は組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹である	・戸籍謄本の原本 (世帯全員分の全部事項証明) ※組合員と認定対象者が三親等内の親族であることを確認します。	☒
・認定対象者は上記以外である	★すべて ・戸籍謄本の原本 (世帯全員分の全部事項証明) ※組合員と認定対象者が三親等内の親族であることを確認します。 ・住民票謄本の原本 (世帯全員分の全部事項証明) ※組合員と認定対象者が同居していることを確認します。	☐ ☐

※被扶養者として認定できるのは組合員の三親等内の親族であり、被扶養者が組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の場合、組合員との同居が必要です(ただし、組合員の転勤等に起因するやむをえない場合や、被扶養者が社会福祉施設に入所した場合は同居とみなします)。

3 認定対象者が他の健康保険に加入していないことの確認

認定対象者の状況(★すべて回答)	回答
認定対象者は他の健康保険等の被保険者ではない	☒ はい ☐ いいえ
認定対象者は後期高齢者医療の被保険者(75歳以上)ではない	☒ はい ☐ いいえ

※「いいえ」を選択した場合は、共済組合の被扶養者認定申告はできません。被扶養者の要件を満たしていても、認定対象者自身が共済組合の組合員・健康保険等・後期高齢者医療の被保険者である場合は、被扶養者となることができません。

4 認定対象者の国内居住要件の確認		
認定対象者の状況 (★ 1つ選択して○)	状況ごとの必要書類	添付確認
・ 認定対象者の住民票が日本国内にある	・ 認定対象者の住民票抄本の原本 (認定対象者一人分)	☒
・ 認定対象者の住民票は日本国内にないが、一時的な海外渡航であり生活の根拠が国内にある ※以下の海外渡航の状況も併せて選択してください。	・ 国内居住要件の例外に該当する旨の申立書 ・ (渡航状況ごとの必要書類が外国語で作成されている場合は) 翻訳者の署名のある日本語の翻訳文	☐ ☐
海外渡航の状況 (★ 1つ選択して○)	渡航状況ごとの必要書類	添付確認
・ 外国において留学をする学生	★すべて ・ 査証の写し ・ 学生証の写し ・ 在学証明書の写し 又は 入学証明書の写し (留学先の証明があるもの)	☐ ☐ ☐
・ 外国に赴任する組合員に同行する者	★すべて ・ 査証の写し ・ 組合員の海外赴任辞令の写し ・ 海外の公的機関が発行する居住証明書の写し	☐ ☐ ☐
・ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	★すべて ・ 査証の写し ・ ボランティア派遣機関の証明の写し 又は ボランティアの参加同意書の写し	☐ ☐
・ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じたものであって、外国に赴任する組合員に同行する者と同等と認められる者	・ 出生や婚姻等を証明する書類の写し	☐
・ 上記のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※必要書類は個別に判断しますので、福利課(市町村立学校は教育事務所等)へ電話連絡してください。	

※被扶養者は国内に住所(住民票)を有することが必要です。ただし、住民票は日本国内になくとも、一時的な海外渡航であり生活の根拠が国内にあると共済組合が認めた場合は例外として取り扱います。

5 認定対象者の収入の確認		
収入の有無にかかわらず全員提出 ※無収入の中学生以下のみ提出不要	・ 認定対象者の最新の所得(課税)証明書の原本 または非課税証明書	☒

認定対象者の状況(★当てはまれば○)	必要書類	添付確認
・ 離職により収入が減少した または無収入となった (離職年月日: 令和□年3月31日) ※以下の失業給付の受給状況も併せて選択してください。	★いずれか1つ ・ 離職票の写し ・ 離職証明の写し ・ 退職辞令の写し ・ 健康保険資格喪失証明書の写し ・ その他離職日が確認できる書類	☐ まだ用意できないため後日送付します。
失業給付の受給状況(★1つ選択して○)	状況ごとの必要書類	添付確認
・ 受給中	・ 雇用保険受給資格者証の両面の写し	☐
・ 適用外の事業所	・ 雇用保険未加入であったことが確認できる書類の写し (公務員は退職辞令等)	☐ まだ用意できないため後日送付します。
・ 待機期間/給付制限期間	・ 雇用保険受給資格者証の両面の写し	☐
・ 受給権未取得/権利放棄	・ 雇用保険を受給しない旨の申立書	☐
認定対象者の状況	回答(★「はい」か「いいえ」に○)	
認定対象者は事実発生日から現在にかけて無収入であり、向こう1年間も無収入である。	はい → 5-1を記入 いいえ → 5-2を記入	

※「5」で「はい」を選んだ場合

5-1 認定対象者が無収入であることの確認

認定対象者の状況(★1つ選択して○)	状況ごとの必要書類	添付確認
・ 無収入の中学生以下である (学校名:)	なし ※5の所得証明書も不要	
・ 無収入の全日制の学生である (学校名:)	なし ※5の所得証明書は 必要	
・ 無収入の夜間・通信制の学生である (学校名:)	なし ※5の所得証明書は 必要	
・ 離職により無収入となった	なし ※5の書類は 必要	
・ 失業給付の受給終了により無収入となった	・ 雇用保険受給資格者証の両面の写し ※「支給終了」の印字があるもの	☐
・ その他の理由で無収入である (※具体的に 例:専業主婦(夫)、求職中	なし ※5の所得証明書は 必要	
認定対象者の向こう1年間の収入額	確認事項 (★収入状況について確認したら☑)	
0円(見込)	上記から、認定対象者は認定事実発生日から向こう1年間収入を得る見込みがなく、年間収入(見込)額が「0円」になることを確認しました。 ※対象者の状況が失業給付の待機期間/給付制限期間であるときはその期間中の収入	☐

5-1を記入したら5-2は記入不要です。
「6 組合員と認定対象者の同一生計関係の確認」へ進んでください。

※「5」で「いいえ」を選んだ場合

5-2 認定対象者の収入額の確認

収入の種類とその有無 (★すべて「有」か「無」に○)		※左列で「有」になった項目はすべて確認し、必要書類を揃えること。			
		年間収入 (見込) 額	収入の種類ごとの必要書類	添付確認	
就労（パート・アルバイト含む） ※以下の給与形態の状況も併せて選択してください。	有 ☒ 無 ☐		★いずれか1つ ・採用辞令の写し ・雇用通知書の写し ・雇用契約・給与支払（支払見込） 証明書（共済様式2-4） ※複数の就労先がある場合、それぞれについて書類を準備	☐	
給与等の種類とその有無 (★上が有の場合はすべて回答)			年間収入 (見込) 額	収入の種類ごとの必要書類	添付確認
給与や報酬等 (日給や時間給契約かつ、月々の勤務日数が確定しない場合や、出来高契約等の場合)	有 ・ 無		_____ 円 ※年額 = 直近3か月の収入合計 × 4	★いずれか1つ ・直近3か月の給与明細(写) ・雇用契約・給与支払(支払見込) 証明書(共済様式2-4) ・その他直近3か月の収入月額が確認できるもの	☐
給与や報酬等 (月給制)	有 ・ 無		_____ 円 ※年額 = 収入月額 × 12		
給与や報酬等 (年俸制)	有 ・ 無	_____ 円	・年間収入額が確認できるもの	☐	
給与や報酬等 (契約変更となった)	有 ・ 無	_____ 円 ※変更後の見込額	・契約変更日、変更後の雇用期間及び収入額が確認できるもの	☐	
老齢(基礎・厚生)年金	有 ☒ 無 ☐	900,500 円	★いずれか1つ ・年金改定通知書の写し 及び ・年金証書の写し ・年金払込通知書の写し ・その他申告時の年金収入額がわかるもの ※複数の年金を受給している場合、それぞれについて書類を準備	☒	
遺族年金	有 ☐ 無 ☒	_____ 円			
障害年金	有 ☐ 無 ☒	_____ 円			
企業年金/個人年金/ 財形年金/生命保険等	有 ☒ 無 ☐	330,000 円			
事業/農林漁業/不動産等	有 ☒ 無 ☐	90,000 円	★すべて ・確定申告書の写し ・経費の収支内訳書の写し 又は ・青色申告決算書の写し ※農業、不動産所得者で確定申告をしていない場合、収入と支出の経費を記載した申立書でも可	☒	
資産運用（株・投資 信託・仮想通貨等）	有 ☐ 無 ☒	_____ 円	★すべて ・確定申告書の写し ・経費の収支内訳書の写し 又は 青色申告決算書の写し ・年間取引報告書等の写し	☐ ☐ ☐	

次頁に続きます。

収入の種類とその有無 (★すべて「有」か「無」に○)		※左列で「有」になった項目はすべて確認し、必要書類を揃えること。		
		年間収入 (見込) 額	収入の種類ごとの必要書類	添付確認
奨学金等 () ※奨学金等の名称	有 ☐ 無 ☒	_____ 円	・ 奨学金等の内容や金額を確認できる書類	☐
雇用保険の失業給付受給中	有 ☐ 無 ☒	日額 _____ 円	・ 雇用保険受給資格者証の両面の写し	☐
傷病手当金	有 ☐ 無 ☒	月額 _____ 円	・ 傷病手当金の支給額及び支給期間が分かる書類	☐
その他	有 ☐ 無 ☒	_____ 円	・ 収入を確認できる書類	☐
認定対象者の向こう1年間の収入額		確認事項 (★収入状況について確認したら☑)		
A <u>1,320,500</u> 円 ※書類で確認した額を記載する。複数の収入がある場合は、すべてを足した額を記入する。		上記から、認定対象者の過去の収入及び認定事実発生日から向こう一年間の収入の種類と収入額を確認しました。		☒
※被扶養者は恒常的な収入(見込)額が年額130万円(障害年金の支給要件に該当する程度の障害を有する方(注)や、60歳以上の方については、年額180万円)未満であることが必要です。また、月額収入限度額は1,300,000÷12＝108,334円(年額180万円が限度額の場合、150,000円)未満、雇用保険の基本手当は日額3,612円(年額180万円が限度額の場合、5,000円)未満です。「恒常的」とは、3か月を基準にしています。 ※退職金、不動産売却、慶弔等による一時的な所得は、恒常的な収入には該当しません。 ※給与収入で雇用期間が3か月以下であれば、収入が月額限度額を超えても年間限度額を超えるまでの間は認定可能ですが、雇用期間が3か月を超えていて雇用時に月額限度額を超える収入が見込まれれば、収入額が130万円を実際に超えなくとも雇用当初から認定不可です。 ※収入は、課税・非課税を問わず、各種税金・社会保険料を控除する前の額をいいます(手取り額ではありません)。 ※確定申告をした際に、被扶養者認定上必要経費と認められないものは主として次の通りです。(例：減価償却費、貸倒金、利子割引料、租税公課、損害保険料、引当金及び準備金、青色申告特別控除、農業共済掛金、農産物以外の棚卸高、借入金利子 等)				

(注)障害年金の受給権があるが、現に受給していない(併給調整等により支給停止になっている)場合を含む。

6 組合員と認定対象者の同一生計関係の確認(★「はい」か「いいえ」に○)	
組合員と認定対象者は実生活上同居している ※一時的な別居は同居とみなします(6-1参照)	はい ☐ → 6-1を記入 ☒ いいえ → 6-2を記入

6で「はい」を選択した場合	
6-1 組合員と認定対象者が実生活上同居している場合の同一生計の確認	
認定対象者の状況(★1つ選択して○)	状況ごとの必要書類
・同居している 又は 同居していたが、療養のため医療機関に収容している	なし ※同居の場合、組合員と認定対象者の同一生計関係にあるとみなします。
・組合員の単身赴任(異動に伴って配偶者、子と別居している場合)	

6-1を記入したら6-2は記入不要です。
「7 認定対象者の他の扶養義務者の確認」へ進んでください。

6で「いいえ」を選択した場合

6-2 組合員と認定対象者が実生活上別居している場合の同一生計の確認

認定対象者の状況(★1つ選択して○)	状況ごとの必要書類	添付確認
・別居(認定対象者の都合によるもの)	★いずれか一つ ・送金額が確認できる金融機関への振込通知書の写し ・送金者と送金額が確認できる預金通帳の写し ・現金書留領収書の写し ・(手渡しや、今後仕送りを開始する場合)仕送りに関する申立書 ・その他仕送り額が確認できる書類	☒
・認定対象者が社会福祉施設等に入所している場合	★いずれか一つ ・施設費用徴収書等の写し 及び 施設での生計費等の一覧の写し ・(今後入所する場合)社会福祉施設等入所者の認定に係る申立書	☐
組合員からの年間仕送り額(代理支払い額含む)	確認事項(★仕送り状況について確認したら☑)	
B 1,200,000 円	組合員から認定対象者への生活費(食費・水道光熱費・家賃・国民年金保険料・携帯電話代等のこと。学費や入学金は除く。)の仕送り(組合員が代理で支払っているものを含む)をしていること、及びその額を確認しました。	☒

※組合員と被扶養者が同一生計にあることが必要です。組合員と被扶養者が実生活上同居している場合、同一生計とみなします。別居している場合は、組合員からの一定額以上の仕送りが必要です。なお、被扶養者として認定するために必要な仕送り額は、被扶養者の収入状況や他の扶養義務者の状況によって異なります。詳しくは、「8 主たる扶養義務者の確認」にてご確認ください。

7 認定対象者の他の扶養義務者等の確認

認定対象者の状況	認定対象者の他の扶養義務者等有無(★「はい」か「いいえ」に○)
組合員である私から見て、認定対象者は配偶者である。	はい → 他の扶養義務者なし、7-3へ進む いいえ → 他の扶養義務者あり、7-1へ進む

※扶養義務者とは、配偶者並びに直系血族(三親等内)及び兄弟姉妹をいいます。認定対象者に、組合員のほかに、組合員と同等以上に認定対象者に近い扶養義務者がいる場合、それら全ての扶養義務者と認定対象者の生計維持関係を確認した上で、認定対象者の生計が主として組合員の収入によって維持されていることを確認します。

認定対象者	認定対象者別の他の扶養義務者	他の扶養義務者等の所得の確認書類
配偶者	なし	
子	配偶者、子の配偶者	
実父母	実母(実父)、兄弟姉妹	【給与収入】 源泉徴収書の写し、所得(課税)証明書の写し、給与所得に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の写し
祖父母	祖母(祖父)、父母、伯(叔)父母、兄弟姉妹	【年金収入】 認定申告年度の年金裁定(改定)通知書の写し、最新の年金払込通知書の写し
義父母	義母(義父)、配偶者、配偶者の兄弟姉妹	【事業・農林漁業・不動産・資産運用収入】 確定申告書(写)及び収支内訳書の写し
兄弟姉妹	兄弟姉妹の配偶者、父母、他の兄弟姉妹	【その他の収入】 収入が確認できる書類
孫	孫の配偶者、子、子の配偶者、配偶者	

※それぞれ組合員から見た続柄
※配偶者は事実婚含む

7で「いいえ」を選択した場合

7-1 他の扶養義務者の確認(前頁7の「認定対象者別の他の扶養義務者」欄を参照)

他の扶養義務者となる続柄	回答(★それぞれ該当するものに○)
組合員の配偶者の有無 ※認定対象者が子・義父母・孫の場合のみ回答してください。	有(事実婚含む) / 死別 / 離婚 / 未婚
認定対象者の配偶者の有無	有(事実婚含む) / 死別 / 離婚 / 未婚
上記以外の他の扶養義務者の有無	有 / 無

ひとつでも「有」になったら7-2及び7-3へ、すべて「有」以外になった場合は7-3へ進んでください。

7-1でいずれかの回答が「有」になった場合

7-2 他の扶養義務者について詳細を確認

他の扶養義務者の氏名、組合員との続柄、区分

(★区分は、下から1つ選択して記入し、必要書類の添付を確認する。区分「お」の場合は仕送り額も記入する。※複数の区分が当てはまる場合、選択時の優先順位はあ→おの順です。)

他の扶養義務者氏名	続柄	区分	添付	仕送り額	他の扶養義務者氏名	続柄	区分	添付	仕送り額
1 共済 共子	実母	え	☒	C	3			☐	C
2 共済 次郎	弟	お	☒	C 0円	4			☐	C

他の扶養義務者区分			区分ごとの必要書類	
あ	他の扶養義務者は組合員の被扶養者である	なし	「あ」又は「い」に該当する場合は、う～おの書類は不要です。	
い	他の扶養義務者が組合員の配偶者であり、かつ公立学校共済組合員であるとき	・他の扶養義務者の組合員証の写し 又は 公立学校共済組合員であることが分かるものの写し		
う	他の扶養義務者は組合員・認定対象者と同居している	★すべて必要 ・組合員の収入の確認書類 ・他の扶養義務者の収入の確認書類 ・扶養手当不支給の証明書(他の扶養義務者が認定対象者に係る扶養手当を受給していない旨の勤務先の証明書)	「あ」又は「い」に重複して該当する場合は、う～おの書類は不要です。	
え	他の扶養義務者は認定対象者と同居、組合員と別居している	★すべて必要 ・扶養手当不支給の証明書(他の扶養義務者が認定対象者に係る扶養手当を受給していない旨の勤務先の証明書) ・他の扶養義務者の仕送り額が確認できる書類 ・他の扶養義務者が認定対象者の主たる扶養義務者でない旨の申立書		
お	他の扶養義務者は認定対象者と別居している ※他の扶養義務者から認定対象者への年間仕送り額も記入する。 ※仕送りなしの場合は、その旨を申立書に記載する。			

※夫婦ともに働いており、その夫婦に扶養する者(子・両親等)がいる場合、下記のとおり取り扱います。
①夫婦双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に扶養手当又はこれに相当する手当の支給が認定されている場合は、その認定を受けているものの被扶養者として認定する。
②①以外の場合は被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入(今後1年間の収入見込み額)の多い方の被扶養者とする。
③夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多いほうの1割以内であるときは、被扶養者認定申告書を提出した組合員の被扶養者として認定する。また、夫婦双方とも公立学校共済組合員の場合は、年間収入にかかわらず、被扶養者認定申告書を提出した組合員の被扶養者として認定する。ただし、扶養手当の支給が認定されている場合は、その認定を受けている者の被扶養者として認定する。(育児休業取得により一時的に扶養手当を付け替える場合は、扶養手当の受給にあわせて扶養替えをしなくともよいこととします。)

7-3 認定対象者との同居者(親族関係がある者)の確認(★「はい」か「いいえ」に○)

認定対象者に扶養義務者以外の同居者がいる			はい → 以下を記入してから8へ進む いいえ → 8へ進む				
同居者氏名		続柄	区分	同居者氏名		続柄	区分
1				2			
同居者区分				区分ごとの必要書類			
ア		同居者は組合員の被扶養者であり、扶養手当対象者		なし ※個別事情により、収入の確認書類等の追加提出を依頼する場合があります。			
イ		同居者は組合員の被扶養者であり、扶養手当対象外					
ウ		同居者は組合員の被扶養者ではない					

8 主たる扶養者の確認

認定対象者の状況	回答
①認定対象者は子または配偶者である。	はい → 9へ進む。 いいえ → ②へ進む
②組合員と認定対象者は実生活上別居している ※一時的な別居は同居とみなす(6-1参照)	はい → ③へ進む いいえ → 9へ進む
③組合員と実生活上別居している認定対象者には同居人(他の扶養義務者又は親族関係がある者)がいる	はい → 8-2へ進む いいえ → 8-1へ進む

8-1 組合員と認定対象者が実生活上別居している場合

5-2、6-2、7-2からA～Cを転記し、Dを算出する。また、 $D \times 1/3$ の額とBの額を比較する。

A 認定対象者の年間収入(見込)額	円
B 組合員からの年間仕送り額	円
C 他の扶養義務者から認定対象者への年間仕送り額	円
D 認定対象者の年間総収入(A+B+Cの合計)	円

$D \times 1/3 = (\quad) \text{円} \leq B (\quad) \text{円}$

※「 $\leq$ 」が成立することを確認してください。

※組合員と認定対象者が実生活上別居しているとき、組合員を認定対象者の主たる扶養義務者として認定するためには、少なくとも以下の条件を満たしている必要があります。

①B組合員からの年間仕送り額がD認定対象者の年間総収入の三分の一以上であること。

②B組合員からの年間仕送り額が他の扶養義務者からの年間仕送り額のいずれをも上回っていること。

9へ進んでください。

8-2 組合員と実生活上別居している認定対象者に同居人(他の扶養義務者又は親族関係がある者)がいる場合

認定対象者の状況(★1つ選択して○)	必要書類	添付確認
・認定対象者が父母等2人世帯のいずれか若しくは両方であり、父母等の収入合計が260万円未満である。	仕送り基準額計算書A	☐
・認定対象者が父母等2人世帯のいずれか若しくは両方であり、父母等の収入合計が260万円以上である。	仕送り基準額計算書B	☒

※父母等とは、子と配偶者を除いた「組合員と同一の世帯に属する」ことが要件とならない被扶養者のことで、父母・祖父母・兄弟姉妹・孫が該当します。

※8-2の条件を満たしていたとしても、組合員・認定対象者・他の扶養義務者の収入額、同居・別居状況、親族関係を考慮し、認定対象者が被扶養者として認められない場合（組合員が認定対象者の主たる扶養者でないと判断される場合）があります。

※認定対象者に同居人がある場合、組合員と同居人の、認定対象者に対する扶養の度合いを比較し、組合員が認定対象者の主たる扶養義務者かどうかを確認します。

9 認定申告理由の申立

本書の記載事項は事実と相違なく、私が主として認定対象者の生計を維持していることを申し立てます。

なお、今後は、被扶養者の状況把握に務め、被扶養者の取消事由が発生した場合には速やかに届け出ます。また、認定取消日以後に受けた給付がある場合には、公立学校共済組合からの請求により遅滞なく返還します。

公立学校共済組合新潟支部長 様

令和 年 **4** 月 日 ←記入日を記載

組合員氏名 共済 花子 (自署)